

避難所には人だけでなく、ペットも避難してきます

みんなで考えようペットの避難！



熊本地震、東日本大震災、新潟中越地震等の災害時には、避難所として、ペットの受入れについて、事前に検討していなかったため、急な対応を迫られたり、飼い主が十分な備えを行っていなかったため、様々なトラブルが生じました。



避難所の運営者として・・・

- 飼い主がペットを連れて避難してきたが、ペットについての対応を定めていなかったため、避難所への受入れを断った。
- 車の中でペットと一緒に生活していた飼い主がエコノミークラス症候群になった。
など

飼い主として・・・

- ペットによる鳴き声への対処が不十分であったり、えさやトイレの世話が不適切であったため、他の避難者に迷惑をかけた。
- 飼い主がえさや水などを備えておらず、物資を巡ってトラブルとなつた。
など



昔と比べ、より一層ペットが家族の一員と考えられるようになった昨今、飼い主がペットと一緒に避難することを事前に想定しておく必要があります。避難所運営者の方は、大規模災害に備え、事前に避難所へのペットの受入れを検討・準備し、飼い主の皆さんは、普段からしつけや必要物品の備蓄を行うなど、他の避難者に配慮することが重要です。



僕たちも一緒に避難させてほしいワン！

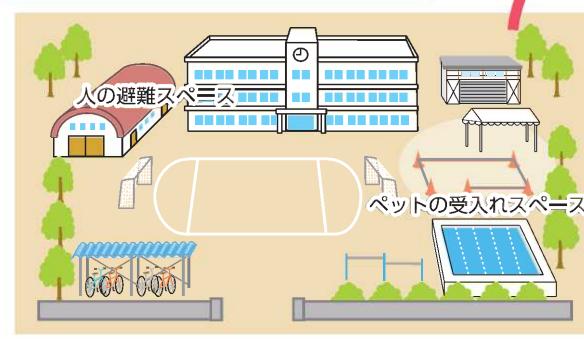


京都市では、避難所でのペットに関するトラブルを減らすため、環境省のガイドラインに基づき、市内約430箇所の避難所へのペットの受入体制の整備に取り組んでいます。

ペットを連れて避難するってどうするの？

- 1 避難所においては、屋外の屋根付き駐輪場や倉庫などをペット受入れスペースとして活用し、人とペットのスペースを分けることが基本です。

ペットの受入れスペースの例



人とペットのスペースを分けることで…

- 動物が苦手な方、アレルギーのある方等に配慮します。
- 人と動物が同じ場所で過ごすことによるトラブルを低減させることができます。

- 2 ペットを連れて避難するに当たっては、避難所ごとに定められたルールに従う必要があります。

例) 飼い主が持参したケージに入る。

ペットは飼い主が責任を持ってふん尿処理や給餌などの世話をします。

(ペットの受入れスペースの例)

駐輪場



倉庫



更衣室



建物の軒下



テント



他にも、シートを被せれば遊具(うんてい、ジャングルジム、サッカーゴールなど)をテントの代わりとして活用できます。

避難所運営者としての取組

手引書「ペットの避難どうしよう？」を参考に、各避難所の状況に応じた受入体制を整備します。

手引書が必要な場合は、医療衛生センターや区役所・支所（地域力推進室）にお問合せください。



もしもの時のために
読んで欲しい
ニャン！！



ポイント

- ペットの受入れスペースを決めましょう。
- ペットの受入れルールを決めましょう。
- 決めたことを避難所運営マニュアルに盛り込み、避難対象者の方に周知しましょう。
- ペットを同行した避難訓練等を実施しましょう。

飼い主の皆さんの備え

- 災害時に備え、日頃からペットの避難用品を備えましょう。



チェックリスト

- | | |
|--------------|------------|
| □ ケージ | □ ガムテープ |
| □ フード・水（5日分） | □ ブラシ |
| □ 療法食 | □ 排せつ物処理用具 |
| □ 薬 | □ ペットシーツ |
| □ ペット・飼い主手帳 | □ 洗濯ネット（猫） |
| □ 首輪・リード | □ 食器 |



- 避難所では、飼い主が持参したケージやキャリーに入れて飼育することが基本となります。日頃からケージやキャリーに慣らしておきましょう。

- 他の避難者に迷惑をかけないよう、普段から無駄吠えしないようなしつけや、トイレのトレーニングをしておきましょう。避難所のルールを守れなければ、避難所での生活が困難になる場合があります。

- 犬は鑑札や注射済票、猫には迷子札を装着するとともに、マイクロチップも装着するようにしましょう。もし、避難の際などに逃げてしまっても、飼い主さんの元に戻る可能性が高くなります。
京都市では、マイクロチップ装着助成制度を設けています。

- 普段から健康状態に注意し、予防注射やノミ等の寄生虫駆除を行うとともに、ブラッシングで抜け毛を取るなど、ペットの体を清潔に保ちましょう。

▼ 注射済票



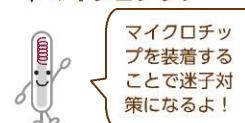
▼ 迷子札



▼ 鑑札



▼ マイクロチップ



ペットと一緒に避難するための備えは、特別なことではありません。

普段からしつけをきちんとすると、適正飼養に努めることが避難の備えにもなります。

ペットの避難に係る相談については、以下の窓口までお問合せください。

医務衛生課 ☎ 075-222-4271

医療衛生センター ☎ 075-746-7211 北東部担当（北区、上京区、左京区、東山区）

☎ 075-746-7212 中部担当（中京区、下京区）

☎ 075-746-7213 南東部担当（山科区、南区、伏見区）

☎ 075-746-7214 西部担当（右京区、西京区）

避難所運営等に係る相談については、区役所・支所（地域力推進室 総務・防災担当）までお問合せください。